

木材保存に関する受託研究取扱要領

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本木材保存協会（以下「本会」という。）が行う木材保存に関する研究の受託に関しては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(研究依頼の申請)

第2条 木材保存に関する研究を本会に依頼しようとする者は、次に掲げる事項を記載した研究会設立要望書（別記様式1）に研究を依頼しようとする内容に関する説明書を添付して、本会の会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 研究依頼の内容（研究会名、研究内容）

(受託研究の実施)

第3条 会長は、受託研究を実施するため、学識経験者及び研究依頼の申請者等による研究会を設立し、研究依頼の内容に基づき、研究を行うものとする。

(受託研究の結果の報告)

第4条 会長は、前条による研究を実施後、受託研究結果報告書（別記様式2）に当該研究結果を添付して研究依頼の申請者に通知するものとする。

(受託研究手数料)

第5条 研究依頼をしようとする者は、研究会設立要望書に別に定める受託研究手数料を添えて、本会に納付しなければならない。

(研究依頼の申請者の責務)

第6条 研究依頼の申請者は、第4条により通知を受けた受託研究結果報告書による研究結果の使用にあたっては、第3者に誤解を懐かせる等、本研究の趣旨を逸脱して使用してはならない。

(附 則)

この要領は、平成14年1月31日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(別記様式1)

受託研究に関する研究会設立要望書

西暦 年 月 日

公益社団法人日本木材保存協会
会 長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

(事務上の連絡先)

住所又は所在地

所 属

担当者名

電話・FAX

貴会の「木材保存に関する受託研究取扱要領」により、下記の研究会を設立して頂きますようお願い申し上げます。

記

研究会名：

研究内容：

(別記様式2)

受託研究結果報告書

西暦 年 月 日

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称
及び代表者の氏名

殿

公益社団法人日本木材保存協会
会 長 印

本会の「木材保存に関する受託研究取扱要領」により、下記のとおり研究結果を添えて報告致します。

記

研究会名：

研究内容： 別添

研究会報告書のとおり

受託研究手数料

2019年10月1日

「木材保存に関する受託研究取扱要領」第5条に定める受託研究手数料は、次のとおりとする。

1. 木材保存剤及び保存処理木材等の実用化に関する研究については、1研究会あたり3,142,856円（消費税285,714円含む）とする。なお、樹種追加等これにより難しい場合は、受託する研究の内容により会長が別に定める。
2. その他木材保存に関する研究については、受託する研究の内容により会長が別に定める。

以上